

「指定計量標準（仮称）制度の創設」について

平成 18 年 4 月 7 日

財団法人化学物質評価研究機構

化学標準部長 松本 保輔

本制度の主旨（こちらの理解）

指定計量標準とは、特定二次標準器（特定二次標準物質）と同等とみなす計量標準を経済産業大臣が指定する制度で

海外の NMI が供給している計量標準、

国内の業界、学協会の関係者間の合意に基づき利用されている計量標準
種々の理由により暫定的に使用されている計量標準

などの計量標準が想定され、国家計量標準レベルのものが出現するまでの期間、暫定的に国家計量標準の代替となる計量標準である

CERI の要望

計量標準の全てを一国家が整備するということに困難さが伴うことは理解できるところであり、CIPM/MRA の観点からも海外の計量標準を活用するというこの制度自体は、すばらしいアイデアであると認識しております。

しかし、次の点においてご検討をお願いしたいと思います。

- (1) 上記、及び のような計量標準を JCSS 制度で供給することが定着すると、今後、国家計量標準や特定標準物質など時間と経費を要する開発は、敬遠され、本来のスキーム（特定標準 - 特定二次標準 - 実用標準）の発展が阻害されるのではないか。
- (2) この制度の主な対象が標準物質と考えられるところですが、指定計量標準制度が主流となった場合、私ども濃度（標準物質）の指定校正機関としての業務に影響を与えるのではないか。

以上